

過激社會運動取締法案批判

大正十一年二月政府は突然過激社會運動取締法案を議會に提出した。吾々は此惡法の成立を阻止せむが爲めに同志と共に或は演説に依り或は論文に依つて極力反對の運動を試みた。所が其運動は遂に議會殊に貴族院の多數者を動かして其目的を達する事が出来たのである。本文は當時三月初旬の東京日々新聞に連載されたものである。尙參考の爲め本文の末尾に法案を添へるとした。

力を持つ者は兎角力に斃れ易い。力は以て一時を凌ぐに足る。而かもそれは要するに時の問題に過ぎぬ。

力を持つ者は力に斃れる。それは古今東西の歴史が明かに證明する争ふべからざる真理である。殊に吾々は昨秋以來二度までも其眞理を血生臭い悲劇に依つてマザ／＼と見せ付けられた。

人は少しく力を獲ると直ぐに其力を妄信し其力を持つて無理を初める。所が人間は、一見如何に弱々しく且柔順に見える者でも、結局自分の胸に納まらない無理な暴力に對して、さう安々と屈從するものではない。力の專制が一度人性の堪へ得べき最大限度を超ゆるとき、其所には必ず反抗が生まれる。さうして其反抗を實現すべき適法平和な手段が與へられてない彼等は、終に力を以て力に答へんと計る。其結果生まれるものは悲劇である。それは傷ま

しき事に違ひない。併し理非善惡を超越した絶對の眞理である。人性の命令である。神様は吾々人間に此眞理を教へる爲めに、時々此悲劇を世の中に生まれしめる。けれども愚な人間には其啓示が分らない。健忘的な人間は直にそれを忘れて仕舞ふ。さうして歴史は明かに其眞理を證據立てつゝあるに拘らず力を妄信し力を持つ人々は、兎角其明々白々たる事實を見ようとしない。力を持つんで無理をしては、自ら又力の爲めに没落する。而も其没落は……實は必然の趨勢なるに拘らず——愚な人間には殆ど意想外と思はれる時に遠慮なく突如として現れる。それは争ふべからざる事實である。

二

政府は終に兼々噂された『過激社會運動取締法案』を貴族院に提出した。一見して私は戦慄した。『力を持つ人々』の爲めに戦慄したのである。

つひ此間までは『思想は思想を以て防ぐべし』と説いて居た當路者も、今や終に『力』を以

て『思想』と戦はんと初めたのである。併し當路者の恐れて居る『思想』は果して彼等の持つ『力』を以て容易に抑壓し得る程弱いものであらうか。成程『力』は人を監禁し人を殺すことも出来る。併し燃ゆるが如き向上の願ひはさう安々と亡び去るものではない。殊に其『思想』が人性の根柢に確固たる基礎を有するとき、『力』を以てするも遂に之を亡ぼすことが出来ないのである。

一體人間の『思想』の中で最も強烈にして且根強いものは、謂ふまでもなく、『解放』の思想である。苟も人間として生れた以上吾も亦人並に取扱はれたいと謂ふ極めて尤も至極な希望である。此思想此希望の爲めに古來幾千萬の奴隸——人間にして而も法律上、經濟上乃至は社會上完全な人として取扱はれない者——は命を賭してまでも戦つた。彼等は其愚昧から目醒める度毎に、吾れも亦『人になりたい』と希望した。けれども從來の特權階級は兎角容易に其希望を容れようとしない。それは彼等にとつて不利益だからである。かくして、『人になりたい』者と其反對者との間には必然に争闘が起る。さうして其争闘は當事者双方殊に反對者

の態度如何に依つて或は平和に解決し或は内亂となり革命とまでもなる。吾々人間の歴史は考へ方によつては、此争闘の記録夫れ自身だと謂ふことが出来る程、争闘の記事で充たされて居る。

苟も人間として生れた以上、人並の取扱を受けたい。天下に此位穩當な希望が何處にあるか。然るに從來の優越者は各種の口實を設け、あらゆる手段をめぐらして此希望を却けようとする。純理的に見てその位非人道的な企てが何處にあるか。

無論、社會の變化には自ら一定の階梯がある。急激無秩序な變革は假令一時的なりと言へ兎角犠牲を伴ひ易い。従つて實際的見地から考へて、一時急激な變革要求を阻止して誠心誠意平和な解決を計ることは實際政治家の所爲として之を是認し得る。けれども單なるエゴイスタツクな動機から若くは自己の無智盲目から、此人間の人間らしい叫びたる『人になりた』要求を無理解なる暴力を以て壓迫し去らんとするが如きは到底許すべからざる罪惡である。

諸君！ 諸君はもう忘れたのか？ 一昨々年巴里講和會議の際諸君は官氏上下舉つて何を要求したか？ 人種平等の要望！ あれは何であるか？ 『人になりたい』叫び聲でなくて何であらう？ 人間にして法律上全然物と同一に取扱はれたる事彼の南北戦争前北米合衆國に存在したる黒奴の如きものは今や殆ど世界から影をひそめた。けれども、今日と雖も或る程度に於て法律上權利能力を制限された、謂はゞ部分奴隷とも稱すべきものは世界中到る所にあり。殊に經濟的見地よりすれば全世界は殆どすべて勞銀奴隷を以て充ちて居る。併しそれと同時に忘るべからざるは、人種を理由とする權利能力制限の制度が今日尙大仕掛に世界中到る所に存在する事實である。嘗て諸君は此制度を打破せんが爲に熱狂した。否今日も同じ希望を續けて居るに違ひない。それならば、諸君は何故に同情を以て彼の勞銀奴隷の『人になりたい』叫聲を聴かうとしないのか。諸君は外に向つて『人になりたい』と絶叫しつゝ内に向つては『人になりたい』と希望し嘆願する者を顧みようとしめない。何と云ふ大きな矛盾であらう！

其所で、私は今取締法案を提出した當路者に謂ひたい。諸君は恐らく外に向つて「人になりたい」と最も大きく叫んだ人々の一人であらう。それならば、無産者の「人になりたい」希望に對しても、よろしく一切の偏見と我執とを去つて同情を持つべきである。此希望は從來諸外國に於ては其國々の丁度諸君に相當する人々の頑迷と無情との爲めに蹂躪されて、其結果屢々暴力の發動を見た。けれども暴力は決して此「希望」の本質的要素ではない。寧ろ反つて正當な人間らしい希望に對する無慈悲な壓迫が誘發した反抗に外ならない。「力」に對する「力」の答へに外ならないのである。故に諸君は「力」を以て「力」の答へを誘發するに先立つて、先づ虚心坦懐にかれ等の人間らしい希望を聽き之に同情を持つだけの雅量がなければならぬ。

然るに、諸君は現在同じく「人になりたい」希望である普通選舉の要望を聽かうともしない。經濟的に「人になりたい」と焦慮つて居る勞働者の希望を蹂躪して彼等を縛ることだけを考へて居る。その同じ諸君が今や此「過激社會運動取締法案」を提出した。吾々社會の保

安の爲めに百方苦慮しつゝある諸君の努力に對して敬意を惜まない私と雖も、乍遺憾何等か疑念なしに此法案を受け取ることが出来ないのである。

三

「力」を持つ者は「力」を以て「思想」までをも抑壓し去らうとする。成程、「力」は以て「思想」の發現する「形式」を變へしむることが出来やう。けれども、依つて變へられた新しい「形式」は會て抑壓を加へられる以前容易に發現し得た時代のそれに比して、反つて危険なものになる。其結果「思想」は反つて陰險な殺伐なさうして底力の強いものになるのである。

諸君は、彼の鐵血宰相ビスマルクが其「力」を恃んだ最絶頂千八百七十八年に制定した「社會主義者鎮壓法」が結局如何なる運命に陥つたかを熟知せらるゝであらう。

彼は當時、漸次に頭を擡げ來つて其國の權力者有産者の脅威となりつゝあつた社會主義者を、撲滅し去らんとして凡る「智」と「力」とを奮つた。初めに先づ「智」に依つて社會主

義者の買収を企て、失敗した彼は、千八百七十七年の總選舉に際して社會黨聯合軍が無慮五十萬の投票を獲得して十二名の同志を議會に送り得たのを見たとき、遂に『力』を使用すべく決心した。さうしてそれが爲にあらゆる機會をねらひ口實を探した。所が幸か不幸か、翌千八百七十八年五月十一日皇帝ウンテル・デン・リンデン街を通過の際ホエーデルの爲めに狙撃せらるゝや、ビスマルクは遂に宣戰を布告した。彼は先づ議會に『社會主義者鎮壓法』案を提出した。けれども議會は直に之を否決した。然るに何事ぞ翌六月二日皇帝は再びカール・ノピリングの爲めに狙撃されて重傷までも負はされた。其結果流石に輿論は沸騰した。議會も驚いた。此機に乘じビスマルクは突如議會を解散して社會主義者の虛を衝き、其結果以前よりも己れに有利なる議會を得たる上、同年十月苦闘の末遂に前記の法案を通過せしむることが出來た。

於茲彼は新法の力に依つて、一切の結社組合を解散せしめ、新聞紙を禁止し、印刷所を沒收し、主動者を監禁し又は退去處分に處した。其結果數月ならずして、さしも恐れられた社

會主義者は全く撲滅されたやうに見えた。無論其際「力」に答ふるに「力」を以てせよと宣傳したモスト、ハツセルマンの類はあつた。けれども、ペーベル、リーブクネヒト等社會黨の首領連は能く隱忍して何等の抵抗をも試みなかつた。ビスマルクは焦慮つて彼等の抵抗を誘發せんと試みた。さうして彼等を縛らうと考へた。けれども賢明な彼等は遂に其手に乗らなかつたのである。

かくして、外觀上社會黨は全く之を鎮壓し得たるが如くに見えた。けれども、事實は全くそれに反した。新聞紙は如何に之を禁止しても形を變へた他の新聞紙になつて現はれたのみならず、外國で印刷された新聞紙は密に輸入されて全國に流布した。表面上組合は解散せしめられたけれども、或は共濟組合を組織して密に結束を維持し、或は密に資金を募つて同志の連絡をとり、秘密に宣傳を行つた。社會運動は撲滅されたのではない。唯外から見えなくなつただけのことである。否却つて勢力を増したのみならず、其傾向は極めて悪化したのである。此際全國の官憲はビスマルクに向つて『法律は遂に何等の功能もない』と報告した。

茲に於て、一方彼は益「力」を揮ふと共に、他方労働者を手馴付けて社會黨の勢力をそがむが爲めに、勞働保險法其他各種の労働者保護法の制定を急いだ。彼が所謂社會政策の爲めに努力したのは實に此時である。けれども、夫等の策も事實何等の功を奏せずして、社會黨の勢力は日に／＼増加し鎮壓法施行後十二年の後には遂に施行前の約三倍即ち百四十二萬七千の投票が彼等の爲めに投ぜられたのである。

失敗に焦立つた鐵血宰相は、一八九〇年遂に此鎮壓法を一般刑法典中に編入して永久の法たらしめんと計り、同時に執行權力の擴張を要求したけれども、今や失敗に目覺めたる議會は彼の要求を容れなかつた。法律は遂に自然消滅となつて彼も亦失脚した。かくして「力」は遂に斃れたのである。事は千八百九十年九月卅日、其夜の柏林は道路も公園も廣場もカフェーも劇場もすべて狂喜と歡聲とマルセイエーズの歌とで充ちたと傳へられて居る。

「力」はかくして斃れた。而も無慘に斃れた。一切の「力」と「金」とを利用して十二年間努力した跡には失敗より外に何物も残らなかつたのである。社會黨は上述の如く三倍の投票數を

得た。勞働組合は以前五萬なりしものが今や廿五萬となつた。勞働者は今こそ眞に組合の必要を感じ、彼等共同の利益を自覺した。かくして社會主義者を鎮壓すべく制定された法律は却つて彼等の勢力を激増せしめ、撲滅せらるべかりし勞働組合は多年の試練の結果却つて新しい生命に蘇生つたのである。而も此結果を齎すべく「力」を用ひたものは、獨り力を持つ人のみであつた。彼の對手は唯隱忍のみを以て此結果を得たのである。

ビスマルクのあの法律と我法案とは極めて似たるものである。併し彼は我に比して遙に穩和である。殊に刑罰の如き我れの懲役五年以下乃至十年以下なるに反し彼は高々千マルク以下の罰金又は六ヶ月以下の禁錮を課したるに過ぎぬ。又彼の罰せんとしたるは、集會、結社、印刷物、醜金等具體的の事實なりしに反し、我は實に「宣傳」と稱する極めて曖昧な用語に依つて包括される一切の行爲、否「思想」そのものを罰せんとするのである。

謂ふ勿れ、我が法はより嚴なり、必ずやより多き効果を得んと。成程、確に此法は相當の犠牲者を出し得やう。けれども、歴史上滔々として晝夜をおかず流れ來たあの「人になりた

い」思想の大河を、かゝる一片の法律や嚴罰や暴力に依つて、阻き止め得ると誰が信じやう。加之、阻き止めんとして用ひる努力が大きければ大きい程、愈々阻き止め得なくなつた曉の反動の大きいことを覺悟せねばならぬ。

「力」を恃む人々よ。今諸君の正に力むべきは「運河」を掘るにある。然るに諸君は「堰」を築かんとして居る。諸君の「明日」は危くないか？

四

法は社會の反映である。法を立てんとする者は具體的なる社會事實に基礎を置かねばならぬ。空想の上に法を築かんとする、事はれよりも危きはないのである。

法案に添付された理由書に依ると、「近來我國に於て外國同志と相提携して過激主義の宣傳を爲さんとする者漸く多く云々」とある。若しそれが事實であるとすれば、警察當局者が其取締に苦心するのは至極尤もだと謂ふ事が出来やう。併し實際上果して此法案を必要とする程

の事實があるのであらうか。此法案の當否を批判せんとする者は先づ其事實の有無と内容を知らねばならぬ。

然るに、此點に關して山内司法次官が貴族院で説明して居る所を聞くと、(前略)「其他」と云ふのに付ては詳しく調べたこともありませぬのでありますけれども、中には代議政治を否認して直接行動を以て或運動を企てると云ふやうなものもあるやに聞いて居るのであります云々」とあつて、當局自らにも事實に關する確たる知識がないやうに見える。如何にも心細い次第である。此故に貴族院の委員會が開會先づ政府に向つて事實の調査報告を提出すべしと請求したのは、大に當を得た處置だと謂はねばならぬ。

吾々が新聞紙に依つて知り得た知識に依ると、當局の所謂「外國同志と相提携して過激主義の宣傳を爲さむとした者」の實例は僅に近藤榮藏の事件一あるのみである。其外には英人グレーの事件が多少同じ臭味を帯ぶるだけのことである。而して當局者の説明に依つても、法案は唯かゝる「外國同志と相提携して過激主義の宣傳を爲さんとする者」を取締るだけが

目的だと謂ふことである。併し、若しさうならば、何故に法案は其主旨を明瞭に規定しないのだらう。然らずして唯漠然と或は『無政府主義共產主義其の他に關し朝憲を紊亂する事項を宣傳し又は宣傳せんとしたる者』と謂ひ、或は又『社會の根本組織を暴動暴行脅迫其の他不法手段に依りて變革する事項を宣傳し又は宣傳せんとした者』と謂ふが如き極めて廣汎曖昧な文字を使用して居るのは、當局者自らが陽に法案の目的なりと稱してゐる所を著しく超過したものと謂はねばならぬ。あの事實を知り、あの説明を聞き、而して此法案を見た吾等は、當局者が其明言する所以外尙陰に何物かを考へてゐるのではなからうか。それを疑はずには居られないのである。

言葉を換て謂へば、恰もビスマルクが其『社會主義者鎮壓法』制定の機會を皇帝に對する狙撃事件に求めたやうに、兼ねん、計畫した自由思想の壓迫を一近藤榮藏の事件をきつかけに實現せんとするもの、それが當局者の腹中ではあるまいか。失體乍ら私にはどうもさう想像されてならないのである。何故なれば、諸君は必要なしに濫りに曖昧廣汎な文字を使用し

て居られるからである。

四

刑は以て刑なきを期す。それが刑罰法令のすべてに通ずる理想でなければならぬことは敢て茲に喋々を要するまでもない。國民をして能く其據るべき所を知らしめ、以て之に反すことなからしむる、それが刑罰法令の目的でなければならぬ。

此故に、刑罰法令の用語は——他の法令に付いても無論同様ではあるが——特に明確でなければならぬ。意味曖昧にして廣汎なる文字を以て課刑の標準とするのは恰も密に狼狽を設けて人を陥るゝに均しい。若し人の之に陥らざらんことを欲するならば、何故に狼狽の所在と廣さと深さとを明瞭にして置かないか。然るに當路者の本法案を立案するや力めて意義曖昧なる文字を羅列して、其意のまゝに如何なるものをも自由に縛り得るやうに計畫して居るかくの如きは、狼狽を伏せて密に國民の陥るを俟つものにあらずして何であるか。かくの如

きは、刑は以て刑なきを期するにあらずして、實に反つて大に刑せんことを期するものである。ビスマルクは其一「社會主義者鎮壓法」を制定して、社會主義者を撲滅せんと計つた。而して彼等固く自重して容易に法に觸れざるを見るや、彼は遂にあらゆる奸策を廻らして彼等を誘き出さんと考へた。當時彼の御用紙は屢繰返して「此際最も必要なるは民主社會黨員を憤激せしめて絶望的行動を爲さしむるにある。彼等を公道に引き出して、射ち倒すにある」と唱へた。彼は「力」を恃む餘り遂に刑政の根本策を忘れたのである。彼の頓て斃れたる正に其因る所ありと謂はねばならぬ。

賢明なる我が當局者よ、彼の覆轍を踏むこと勿れ。刑は常に刑なきを期するものでなければならぬ。瞬昧廣汎なる文字を以て國民を威嚇せんとするをやめよ。我等に據所を知らしめよ。我等を陥れむと計ること勿れ。

諸君は或は謂ふかも知れぬ、「本法制定の目的は屢々議會に於て之を明言せるが故に後人濫りに其適用を誤るものなからむ」と。乍併、法律の適用は常に必ずしも立案者の豫定した針

路に進行するものではない。否、時には正反對の方向にさへ進むことがあるのである。故に諸君が若し誠意を以てかく謂はるゝならば、其誠意はよろしく之を法文の上に表すべきである。ビスマルクは其鎮壓法を議會に於て討議するに際し、明白に『本法は決して勞働者の組合權を失はしむるものにあらず』と斷言した。それにも拘らず法案通過の翌日既に組合破壊の方策は開始された。さうして數箇月の後には殆ど全部の組合を解散し盡したのである。私は尊敬すべき吾當局者が、かくの如き不信の行動に倣はうとは信じたくない。けれども、立憲政治最小限度の要件である普通選舉の要望をさへ容れることの出来ない彼等、治安警察法第五條第十七條をさへ容易に廢止しさうもない彼等、あの彼等に信賴して此曖昧廣汎なる刑罰法令の運用を一任せよ、と謂はれるとき、吾々はどうして潔く彼等を信ずることが出來やう。吾は法文の上に明かなる保證をとつて置かなければならないのである。

六

法文の用語は明確でなければならぬ。殊に刑罰法令に於てさうである。然るに今法案を見るに。それは全く曖昧にして生剛なる翻譯的文字の集合である。

先づ第一に、法案の所謂『無政府主義共產主義』とは何であるか。私は『マルクスの學說』『レーニンの主張』『クロボトキンの思想』『バクーニンの主義』の何物たるかを知ることが出来る。けれども、『無政府主義』『共產主義』の何たるかを概括的に説明するは殆ど不可能である。何故なれば、學者が此等の名稱の下に概括する學說は極めて多岐多様に分れて居るからである。無論學問上の便宜の爲め之を概括するは差支ない。けれども、之を法令中の用語として課刑の標準とするに至つては、吾人到底其可なる所以を知らないのである。第一、立案者自らは此等の名辭に對して明確なる説明を與へ得るであらうか。假りに彼等は出来るとしても、之を運用すべき判檢事乃至は警察官、殊に下級警察官の如き、果して之を理解し

得るだけの能力があるであらうか。若し夫れ之を理解せずして其運用を爲さしむるとせば、それは實に狂人に名刀を與へたよりも恐ろしい。良心ある判檢事警察官は到底自信を以て之を適用し得る譯がないのである。それとも政府は本法案通過の後先づ全國の司法官警察官を會同して講習會を開き、さうして諸學者並に著名なる社會主義者を招聘して公平なる意見を聽き教育を受けるだけの用意があるのだらうか。それだけは是非必要である。

第二に『無政府主義共產主義其の他』とは何である。從來の法令に於て『其の他』と謂ふ文字を使用する場合には、例へば『政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スル』と謂ふが如く、先づ二三の例を示した上『其他』と記し、其後に原則的包括的の文句を掲ぐるを常として居る。それでこそ『其他』の文字に危險性がなくなるのである。然るに法案は先づ『無政府主義共產主義』と謂ふが如き、それ自身既に極めて不明なる文字を使用した上、更に加ふるに『其の他』の文字を以てし、而も其後に何等の包括的の文句をも記して居ない。若し之をこのまゝに放置すれば、苟も無理解な當路者が『無政府主義共產主義』に類似して

と思ふ者はすべて之を處罰し得るに至るので、事之よりも危険なるはない。吾々立憲制下の國民は到底かくの如き意味不明なる『其の他』の下に安じて生活することは出来ないのである。尤も山内司法次官の貴族院に於ける説明に依ると、此『其の他』は直接次の『朝憲を紊亂する事項』にかゝるので、假令『無政府主義共產主義』に關せずとも苟も『朝憲を紊亂する』ものであれば、總て本法第一條の適用を受けることになるのであるらしい。若し、さうだとすれば、本條解釋問題の重點は『朝憲紊亂』の四字に集まるものと謂はねばならぬ。

所が現行法令中『朝憲紊亂』乃至『國憲紊亂』なる文字程不明なものはあるまい。刑法第七十七條の如く『政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂云々』と謂つて『朝憲紊亂』の例を示してゐる場合でさへ、其意義に付いては既に疑ひがある。況んや新聞紙法、出版法のそれに至つては更に一層疑はしいのである。而も此四字は實に本條を適用するや否やを決定すべき殆ど唯一の標準である。吾々の同胞が七年もの間牢屋に繋がれることになるや否やを決定すべき大事な標準である。立案者にして若し一片國民を思ふの情あらば、かくの如き從

來と雖も既に疑義多かりし文字の使用を絶対に避くべかりしである。

無論『紊亂』の二字は單なる『改革』乃至『改造』より重いものであることは明かであるけれども、二者の境界が何れにあるかは、吾人不幸にして之を知るを得ない。今や吾國の識者は朝野上下の別なく眞面目に改革而も根本的大改革の必要を認めて居る。此時に際して眞摯なる學者研究者の誠意ある改革意見を聽くことは、一般人士の均しく切望する所であり、又同時に國家將來の爲め必要缺くべからざる事柄である。然るに、其意見を吐かんとする者が、若一步を誤れば忽ち『七年の懲役又は禁錮』に處せられると謂ふことであれば、誰れか安んじて誠意を披瀝しよう。『朝憲紊亂』の四字はどうしても之を削除せねばならないのである。

次に疑ふべきは『宣傳』の二字である。恐らく之れは Propaganda の譯字であらう。乍併此譯字は極めて歴史の新しい未だ一般人に正確な理解を與へて居ない譯字である。坊間傳ふる所に依れば、一昨々年巴里講和會議の際外務陸軍兩省の間には尙未だ譯字の統一を缺きたるの事實あるのみならず、陸軍本省は巴里に向つて『宣傳』の意義如何を態々電報を以て問合

せたる事實ありと謂はれて居る。かくの如き日本語として未だ熟せざる文字を借り來つて譯刑の標準と爲さんとするのは極めて危險である。何となれば、國民は容易に其解釋を誤つて繚纏の厄に陥り易く、官憲は又容易く之を濫用して人權を蹂躪し得るからである。

凡そ演説を爲し、講義を爲し、著作を爲す者誰か、其言ふ所の愈廣く益遠く擴まり傳はることを希はざるものがあらうか。彼等の爲す所は見方に依つてはすべて宣傳である。従つて若し此文字が法文中に用ひられるならば、苟も官憲に於て『朝憲を紊亂』すと認定した事項を發表した者は、事實上すべて『宣傳』を爲したる者として罰せらるゝに至り、天下の學者著作家文學者は一二の御用學者を除くの外到底安んじて其意見を吐き得ないことになるであらう。かくして現在我國の社會が最も必要として居る誠意ある改革意見を聽く的機會は長く失はるゝであらう。かくして積弊は更に積弊を生んで而かも廓清改造の聲遂に之を聞くに由なきとき、我國の將來は果してより多く幸福なものであらうか。私は到底かく信ずることが出来ないのである。

終りに法案第三條は更に『社會の根本組織を暴動暴行脅迫其の他の不法手段に依りて變革する事項を宣傳し又は宣傳せんとしたる者』を罰せんとして居る。此中『社會の根本組織』の何たるかは上述『朝憲紊亂』の何たるかよりも更に一層解し難い。山内司法次官の貴族院に於ける説明に依れば『風俗道德』のことまでが此の中に含まれて居るらしい。無論『暴動暴行脅迫』の『宣傳』勸誘を爲す者あらば之を取締る素より差支はない。けれども『其の他の不法手段』の意義不明なる限り『社會の根本組織』を『變革する事項』の宣傳を爲すは極めて危険である。而も吾々の社會が今や根本的の改造を要することは朝野識者の輿論である。吾々は吾々社會の將來のために之を如何に改革せば可なるべきかの問題を考へたい。衆人と共に之を考へたい。本法立案者は果して之を阻止せんとするのであらうか。かくして算へ來れば、本法案は實に曖昧なる文字用語の集合である。かくの如く意義不明にして容易に濫用せられ得べき法律の運用を、現在の如き思想の持主たる警察官吏に一任することは、到底法治國民たる吾々の堪へ得べき所ではない。

ビスマルクは我が「過激社會運動取締法案」に相當すべき「社會主義者鎮壓法」を行ふに當つて同時に其「社會政策」を行つた。無論此事實を解釋する者の中には、彼は其穩健な社會政策を行はんが爲めに先づ暫らく過激なる社會主義者の破壊的行動を抑制したに過ぎぬと説く者と、彼は鎮壓法を強行せんとするに當り力めて勞働者の同情援助を得んが爲めに彼等を喜ばすべき社會政策を行つたに過ぎぬと解する者との二派がある。私は今茲に其二説の正邪を論じようとは思はない。茲では唯、ビスマルクは其鎮壓法と共に社會政策をも持つて居たこと、唯單に消極的の取締法規を施行したのみでなく同時に積極的な經綸をも持つて居たことを明かにすれば足るのである。

所が、現在我國政府の行ひ又は行はんとする所を見るに、其政策の多くは直接民衆の福利に關係して居ない。現に今議會に提出中の法案乃至は豫算案中に眞に無産者其他下層階級の爲

めを計つた『社會政策』的の法規乃至項目がどれだけあるか。それは殆ど皆無ではないか。のみならず、政府の行政上行ひつゝある所を見ても、眞に貧者の爲めに努力せんとするだけだけの誠意が認められるか。彼等は徒に形式的な現存の法規を楯にとつて、無産者被抑壓者の希望を卻け阻まんとのみ計つて居る。ビスマルクですらあの——我が法案に比すれば遙かに軽い——鎮壓法を行ふに當つては『社會政策』の用意があつた。然るに今日吾國の政府には獨り何等其用意なきのみならず、あはよくば此機に乗じて順良なる勞働者の向上運動をも阻み一切の新思想までをも撲滅して、保守的分子財閥者流の意を迎へんとのみ計つて居る。危しと言ふの外之を評すべき適當の言葉を發見しないのである。

そのみではない。成程ビスマルクは『鎮壓法』と共に『社會政策』をも行つたから、見方に依つては或は功罪相償ふものと言ひ得るかも知れない。現に我國の學者中にも其意味に於てビスマルクの政策を是認し、同時に若し我國の政府にしても此取締法を施行せんと欲せば大に社會政策をも行はねばならぬ、と説いてるものもある。けれども、其同じ學者が更に

其推論を進めて、政府にして若し今後大に社會政策を行ふの意あらば本法案を通過せしむるも差支なし、と説くに至るとき、吾人は到底之に贊同することが出来ないのである。

ビスマルクがあゝの『鎮壓法』を制定したのは、獨逸帝國統一後幾何もなき時代である。多少の力を用ひてまでも帝國の結束を固くし、爲政者率先して政策を樹立し之に依つて社會を指導せねばならなかつた時代であつた。此故に右手に『鎮壓法』の利劍をかざしつゝ、左手に『社會政策』の慈悲を行ふこと、或は已むを得ざるものであつたかも知れない。吾國に於ても明治維新創業の際政府の執つた方策中には實質上可成り無理なものがあつたけれども、當時の政策としては尙之を是認し得べき餘地がある。所が大正十一年今日の吾國は最早昔日の其と全く異つたものである。明治以來歴代の政府は一般に知識の後れて居る識見狹隘なる國民を指導して大に其所信を行ひ經綸を施して來た。其お蔭で吾國の社會は一般に大進歩を遂げたけれども、其同じ政策を今日も尙其まゝ行ひ得ると思へばそれは非常な間違ひである。

吾々國民は五十年の間息もつかずに指導されて來た。只管指導者を信頼しつゝ、突進して來

た。併し猪進五十年の後彼等は疑ひ初めた。多少の疲弊を感じ初めた。彼等は指導者に向つて休憩を希望すると共に、『一體貴下は吾々を何處に連れて行かうとするのか』と問うた。所が驚くべし。指導者には充分巧く其間に答へることが出来なかつた。『わしにも良く分らない』と答へるの外はなかつた。指導者既に確信なし。國民いかでか之に附き従はう。思想は忽ちに混亂して現在のやうな懷疑的な不安な世の中が生れ出たのである。

吾々は維新以來多大の泰西文明を輸入して外形上長足の進歩を遂げた。併し吾々は自己の獨自性に依つて人類文化の爲めに果してどれだけの『創造』を爲したか？ 遺憾ながら零に近いのである。併し今や國民は疑ひ初めた。『懷疑』は抑『創造』の始である。吾々は實に今や自己の内容を充實して眞正の文化を創造せねばならぬ時代になつたのである。而して現在の混亂状態は正に其『創造』の曙光を示すものである。眞に世界と伍し得べき文化的日本は之れから初まらうとしてゐるのである。

此時に際して政府當局者の執るべき態度は謙虛でなければならぬ。謙讓能く有識者の言を

聽き一般民衆の希望に鑑みて策を樹て事を行はねばならぬ。さうして國民をして自發的に「創造」せしめ其内容を充實せしめねばならぬ。然るに爲政者が明治以來「指導」し來つた情勢を以て今後も尙同じ態度を持続せんとするのは、全く時代の變遷を知らず、自己の無力無識を顧みずして國家社會の意義ある進展を妨げるものである。今や政府は民衆の聲を聽かねばならぬ時である。出来る限り言論の自由を計り以て民意の伸達を計るべきである。然るに政府は全く之と反對に言論を抑壓せんとして居る。彼等は自己が今や新日本を指導すべき資格なきに至りたることを覺知せずして我意を通さんとして居る。さうして眞面目に國の將來を思ふ人々の忠言を聽かうとしない。私は「彼等は耳を掩うて鈴を盗まんとするものだ」とか、「臭いものに蓋をするものだ」とか、さう惡意には解釋したくはない。彼等も亦國の將來の爲め誠心誠意努力してゐるものと考へたい。併し時代の推移を知らず自己の無力を悟らずして尙指導的態度を執らんとする。其愚さを笑はなければならぬ。

從來とても言論の自由を束縛すること我國の如く甚だしきものは世界中何處にもない。此

上曖昧危険なる文字を羅列した取締法規を作つて此際最も必要な思想の活躍を妨げんとするが如きは到底之を許し難い。右手に『取締法』を持ち左手に『社會政策』を行ふと云ふが如きは、政府の指導を必要とし又政府が指導者たる資格を充分保有する時代に於てのみ謂ひ得べき事柄である。今日は國民の自發的『創造』を促すべき時である。此時に際してかくの如き言を爲すは恰も『犬を鐵鎖に縛して美食を與へん』とするに均しい。國民の到底耐へ得べからざる所である『吾々は餓死んでもいい。併し自力で自由に食物を探したい』。國民はかく希望してゐるのである。

私は今日此時代に於て學者中稍もすればビスマルクの『社會政策』を引き來つて吾が取締法案の補ひと爲し、『同時に社會政策を行はゞ取締法亦差支なかるべし』と云ふが如き意見を吐いて居る人のあることを極めて遺憾とする。私はかゝる意見を以て社會的乃至政治的の背景を無視して法律を談ぜんとする——兎角法律家にあり勝ちな——形式的表面的の『小智恵』に過ぎぬと評したのである。

參照

過激社會運動取締法案

第一條 無政府主義、共產主義其ノ他ニ關シ朝意ヲ紊亂スル事項ヲ宣傳シ又ハ宣傳セムトシタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ事項ヲ實行スルコトヲ勸誘シタル者又ハ其ノ勸誘ニ應シタル者罰前項ニ同シ

第二條 前條第一項ノ事項ヲ實行又ハ宣傳スル目的ヲ以テ結社、集會又ハ多衆運動ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 社會ノ根本組織ヲ暴動、暴行、脅迫其ノ他ノ不法手段ニ依リテ變革スル事項ヲ宣傳シ又ハ宣傳セムトシタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第三條ノ罪ヲ犯シタル目的ヲ以テ金品ヲ供與シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ與ヘタル者又ハ情ヲ知ツテ之ヲ受ケタル者ハ各本條ニ定ムル所ニ從テ處斷ス

第五條 前四條ノ罪ヲ犯シ未タ發覺セサル前自首シタル者ハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第六條 本法ハ本法施行區域外ニ於テ第一條乃至第四條ノ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

大正十二年 七月一日印刷
 大正十二年 七月三日發行
 大正十二年十二月一日十版

震災版

定價金貳圓六拾錢



用効の噓

著者 末弘 巖太郎

發行者 東京市芝區愛宕下町一丁目一番地
 山本 英

印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八番地
 東 勇 治

發行所

電話芝 一六三八號
 二八五四號
 四三〇三番

東京市芝區愛宕下町一ノ一

改 造 社

撰替東京八四〇二番